

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和5年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,809,405,000		1,809,405,000	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	公益財団法人京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年04月01日 醍醐中央図書館管理委託	5,517,800		5,517,800	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	株式会社長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和5年04月01日 LTEデータ通信回線サービス提供業務	84,800,000		84,800,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和5年04月01日 光京都ネットGIGAスクールサービスに係る個別契約	82,215,540	82,211,195	82,238,255	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和5年04月01日 京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約	27,984,000		27,984,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有	2
008	令和5年04月01日 令和5年度教育基盤システム等運用業務委託	88,103,800		88,103,800	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	京都市教育委員会教育基盤システム等運用業務に関するコンソーシアム	政令第11条第1項第2号	物品			
007	令和5年04月01日 校務支援システム運用保守等業務委託	89,135,000		89,135,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年08月18日 旧学習系ネットワークの終了に関する業務委託	13,288,000		13,288,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和5年04月01日 令和5年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定総額 174,153,500		174,153,500	教育委員会事務局指導部学校指導課	東京書籍株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
010	令和5年05月01日 「華道体験活動事業」に係る業務の実施	19,800,000		19,800,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都いけばな協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和5年06月01日 歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック(18冊)の購入	6,372,080		6,372,080	教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品			
012	令和5年04月01日 学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について	6,784,000	-	6,784,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和5年04月01日 令和5年度京都市立学校(園)の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダイオキシン類、教室等の空気検査実施委託(環境衛生)	9,881,000	-	9,881,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和5年04月01日 令和5年度 京都市立学校児童・生徒心臓心臓検査実施委託	予定総額 40,352,576	-	40,352,576	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和5年04月01日 京都市立幼稚園・学校 園児・児童・生徒検尿検査(北区・上京区・中京区・下京区・右京区・西京区)	予定総額 27,170,000	-	27,170,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	株式会社保健科学西日本	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
018	令和5年04月01日 電力の供給(京都市立京都御池中学校・複合施設)	22,553,173		22,553,173	教育委員会事務局教育環境整備室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
017	令和5年04月08日 西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事	4,750,800,000		4,750,800,000	教育委員会事務局教育環境整備室	松村組・成建設特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
018	令和5年04月08日 小栗稻中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託	81,982,800		81,982,800	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社精設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
019	令和5年04月10日 西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託	70,950,000		70,950,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
020	令和5年04月25日 京都市立小学校及び総合支援学校プールの過装置保守点検委託	5,775,000		5,775,000	教育委員会事務局教育環境整備室	東工エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
021	令和5年05月28日 京都市立西総合支援学校施設整備工事 ただし、教室棟ほか建築主体その他工事について	728,870,000		728,870,000	教育委員会事務局教育環境整備室	長村・岡野特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
022	令和5年07月01日 小栗稻中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う木材保管等業務委託	6,480,000		6,480,000	教育委員会事務局教育環境整備室	京都府木材協同組合連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
023	令和5年09月28日 京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その4)	122,760,000		122,760,000	教育委員会事務局教育環境整備室	三菱電機ビルソリューションズ・北陸電工共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
024	令和5年09月28日 京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その6)	180,877,000		180,877,000	教育委員会事務局教育環境整備室	三菱電機ビルソリューションズ・北陸電工共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
025	令和5年10月24日 京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その5)	139,113,040		139,113,040	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社コネットエンジニアリング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
028	令和5年04月01日 京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理業務委託	19,000,000		19,000,000	教育委員会事務局総務部調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和5年09月28日 就学援助等システム導入業務に係るプロジェクト管理支援業務	29,700,000		29,700,000	教育委員会事務局総務部調査課	Aビームコンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の公開競争方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
028	令和5年04月01日	個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託	50,851,200		50,851,200	教育委員会事務局指導部 学校指導課	株式会社ベネッセコーポレーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029	令和5年04月01日	協働学習向け授業支援ソフト及びWebフィルタリングソフトのサービス提供業務	158,818,000		158,818,000	教育委員会事務局指導部 学校指導課	株式会社LoiLo	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030	令和5年04月01日	採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務	8,349,000		8,349,000	教育委員会事務局指導部 学校指導課	株式会社シンプルエデュケーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031	令和5年07月25日	授業目的公衆送信に関する著作物利用	15,493,566		15,493,566	教育委員会事務局指導部 学校指導課	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032	令和5年04月01日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)	35,178,000		35,178,000	教育委員会事務局指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和5年04月01日	令和5年度 障害のある市民の成人講座について	8,788,800		8,788,800	教育委員会事務局指導部 総合育成支援課	公益社団法人京都市視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和5年04月01日	京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行業務	9,188,000		9,188,000	教育委員会事務局指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和5年04月01日	令和5年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務	35,989,552		35,989,552	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社花背山の家協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036	令和5年04月01日	京都市立百々小学校給食調理業務委託	65,817,200		65,817,200	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
037	令和5年04月01日	京都市立川岡東小学校給食調理業務委託	61,588,800		61,588,800	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
038	令和5年04月01日	京都市立小栗稻宮山小学校他2校給食調理業務委託	133,968,800		133,968,800	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
039	令和5年04月01日	令和5年度学校給食業務に係る委託	15,950,000		15,950,000	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	公益財団法人京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和5年04月01日	中学校給食予約等管理システム保守・運用支援業務	114,840,000		114,840,000	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	「中学校給食予約等管理システム」保守・運用支援業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
041	令和5年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	予定総額 172,310,022		178,209,973	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和5年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	予定総額 158,553,856		162,715,984	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043	令和5年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第3ブロック)	予定総額 218,888,211		221,164,342	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044	令和5年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	81,374,488		93,074,169	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和5年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	84,034,922		85,379,372	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
046	令和5年05月23日	全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務	18,700,000		18,700,000	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社長犬	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
047	令和5年04月01日	京都市立高等学校定時制給食調理等業務委託	予定総額 16,557,840		16,850,240	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	株式会社不二家商事	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
048	令和5年08月21日	冷蔵庫等(給食室用物品・機器9点)	8,065,200		8,065,200	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	三和厨房株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号	物品			
049	令和5年08月21日	ガステーブル等(給食室用物品・機器7点)	14,805,800		14,805,800	教育委員会事務局指導部 体育健康教育部	三和厨房株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2  
公益財団法人京都市生涯学習振興財団

### 6 契約金額（税込み）

1,609,405,000円

### 7 契約内容

京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料等に係る公金の徴収事務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に京都市社会教育総合センター（現在の京都市生涯学習総合センター、愛称「京都アスニー」。）及び中央図書館を開館した。

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。

財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の京都市生涯学習総合センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研

究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、140人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、随意契約により委託するものである。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
醍醐中央図書館管理委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区芝2丁目6番1号  
株式会社長谷工コミュニティ
- 6 契約金額（税込み）  
5,517,600円
- 7 契約内容  
醍醐中央図書館の設備等管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

パセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、株式会社長谷工コミュニティが建物を建設した。

建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切換後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。

上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター株式会社が株式会社長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている株式会社長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原三丁目4番30号  
S k y株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
64,800,000円
- 7 契約内容  
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
LTE通信環境の提供にあたっては、端末にSIMカードを挿入し、設定等を施す必要があるが、令和2年度の契約時点において、既にSIMカードの挿入、設定等を端末に施している状況にあり、既存SIMカード等の流用が可能な状況にある。  
流用にあたっては、令和2年度に契約した相手方を引き続き契約先とする必要があることから、Sky株式会社を相手方として選定したものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年4月1日  
(変更①) 令和5年4月4日  
(変更後) 令和5年9月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアム  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
(当 初) 82, 215, 540円  
(変更①) 82, 211, 195円  
(変更後) 82, 238, 255円
- 7 契約内容  
学習系ネットワークからのインターネットへのアクセス方法をローカルブレイクアウト方式 (学校から直接インターネットにアクセスする) とするもの。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供され、かつデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が引き続き図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみであるため、随意契約を締結している。(変更理由) サービス使用拠点のうちの1拠点における使用月数に変更が生じたため、1回目の契約変更を実施し、さらに新たな料金プランのサービスを追加利用するため、2回目の変更契約を実施した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)



■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
27,984,000円
- 7 契約内容  
京都市教育委員会データセンターの運用に必要な施設及び設備の賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育委員会の情報システムが京都市データセンターで運用する情報システムとローカルエリアネットワークにより接続するため、同データセンターと同じ施設内に京都市教育委員会データセンターを設置する必要があり、当該施設を提供するのが西日本電信電話株式会社京都支店であるため同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度教育基盤システム等運用業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市教育委員会教育基盤システム等運用業務に関するコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
86,103,600円
- 7 契約内容  
教育基盤システム等の運用管理業務について業務委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育委員会で使用する教育基盤システム及び二要素認証システムは、極めて高度な技術により設計・構築されており、両システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠である。  
このため、両システムの開発ベンダである日本電気株式会社が代表するコンソーシアムを委託先として随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
校務支援システム運用保守等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和5年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
69,135,000円
- 7 契約内容  
校務支援システム（C4th）の運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和5年3月末に校務支援システム（C4th）の運用保守契約が終了したが、終了後も令和5年3月末まで利用していた機器等を利用し、校務支援システム（C4th）を引き続き運用する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
旧学習系ネットワークの終了に関する業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和5年8月18日
- 4 履行期間  
契約締結日～令和5年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,266,000円
- 7 契約内容  
運用を終了する既存の学習系ネットワーク（旧学習系ネットワーク）に関する機器回収、ネットワーク設定の変更等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育委員会で運用する旧学習系ネットワークが令和5年8月31日に運用を終了することに伴い、旧学習系ネットワークで利用していた一部の機器を現在の学習系ネットワーク（GIGA系ネットワーク）に切り替える必要がある。旧学習系ネットワークからGIGA系ネットワークへの切替え作業を実施するためには両ネットワークの運用管理業者であるアライドテレシス株式会社による作業が不可欠であり、同社と随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号  
東京書籍株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額174,153,500円
- 7 契約内容  
京都市立小学校・小中学校前期課程4～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「華道体験活動事業」に係る業務の実施
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年5月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町152-1  
京都いけばな協会
- 6 契約金額（税込み）  
19,600,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- 7 契約内容  
伝統文化教育の一環として、生活文化に根付く伝統文化（華道）を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」「支え手」の育成を図り、本市学校教育の取組を一層推進するために実施する事業について、委託を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、市立中学校全校において華道体験活動を実施するものであり、各学校への講師・スタッフ派遣等を継続的・安定的に行う必要があることから、市内の全華道流派が属する京都いけばな協会を委託予定先とするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8と同様
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（18版）の購入
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日  
令和5年6月1日
- 4 履行期間  
令和5年6月1日～令和5年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地 京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,372,080円
- 7 契約内容  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（18版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
時価（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格520円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
業者が販売元であり、時価より有利な価格で購入が可能のため
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内  
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）  
6,784,000円
- 7 契約内容  
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。  
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度京都市立学校（園）の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託（環境衛生）

### 2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563 京都市学校薬剤師会

### 6 契約金額（税込み）

9,681,000円

### 7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条、同法施行規則第1条に規定された飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量、教室等の空気検査を実施すること。飲料水については、給水設備ごとに検査を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により、学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は、学校薬剤師の職務執行の準則として、学校における環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は、こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり、また、学校内の環境衛生は、児童生徒園児の感染症等と直結するため、学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため、同団体と契約する。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東柵尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）40,352,576円
- 7 契約内容  
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立幼稚園・学校 園児・児童・生徒検尿検査（北区・上京区・中京区・下京区・右京区・西京区）

2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区羽束師古川町328番地  
株式会社 保健科学西日本

6 契約金額（税込み）

（予定総額）27,170,000

7 契約内容

京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく検尿検査を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

応札者なしのため入札不調となったが、令和5年4月から児童生徒等の健康診断（尿検査）の開始が必要であり、再度入札を行う時間的余裕がないことから、緊急に契約する必要があるため。

複数社に実施可否を確認したところ、当該業者1社のみ受託可能であったため、随意契約を締結する。

なお、価格については交渉のうえ適正であることを確認している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市立京都御池中学校・複合施設）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
関西電力株式会社  
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）  
22,553,173円
- 7 契約内容  
本契約は、京都市立京都御池中学校・複合施設において、電力の供給を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
電力入札により請負業者を募集したが、応札者がおらず、不成立となったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
電力入札に付したが応札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの規定に基づき、関西電力と随意契約により契約を締結するものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年4月3日
- 4 履行期間  
令和5年4月4日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区天満1丁目3番21号  
松村組・公成建設特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
4,750,900,000円
- 7 契約内容  
西陵中学校区小中一貫教育校施設の創設に向け、建築主体その他工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札を実施したが、応札者の入札額が予定価格を上回ったため、不成立となった。  
そこで、上記応札者である松村組・公成建設特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
	内 訳						
	直接工事費						
I	建築工事		1.0	式		3,702,000,000	
II	昇降機設備工事		1.0	式		20,000,000	
	小 計					3,722,000,000	
	共通費						
	共通仮設費		1.0	式		181,000,000	
	現場管理費		1.0	式		190,000,000	
	一般管理費等		1.0	式		226,000,000	
	小 計					597,000,000	
	工事価格					4,319,000,000	
	消費税等相当額					431,900,000	消費税率 10 %
	工事費					4,750,900,000	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
I	建築工事						
A	新校舎		1.0	式		3,479,570,000	
B	体育倉庫棟		1.0	式		41,690,000	
C	駐輪場1		1.0	式		11,760,000	
D	ホッパ室(受水槽)		1.0	式		1,050,000	
E	屋外付帯		1.0	式		167,930,000	
	小 計					3,702,000,000	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
A	新校舎						
A1	直接仮設 (新校舎)		1.0	式		87,210,349	
A2	土工 (新校舎)		1.0	式		34,924,280	
A3	地業 (新校舎)		1.0	式		259,769,200	
A4	鉄筋 (新校舎)		1.0	式		368,402,420	
A5	コンクリート (新校舎)		1.0	式		385,943,608	
A6	型枠 (新校舎)		1.0	式		333,221,819	
A7	鉄骨 (新校舎)		1.0	式		224,222,295	
A8	既製コンクリート (新校舎)		1.0	式		2,386,389	
A9	防水 (新校舎)		1.0	式		48,240,968	
A10	石 (新校舎)		1.0	式		53,856	
A11	タイル (新校舎)		1.0	式		12,408,754	
A12	木工 (新校舎)		1.0	式		374,548,397	
A13	屋根及びとい (新校舎)		1.0	式		70,293,857	
A14	金属 (新校舎)		1.0	式		228,650,569	
A15	左官 (新校舎)		1.0	式		42,559,931	
A16	建具 (新校舎)		1.0	式		266,480,701	

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A17	カーテンウォール (新校舎)	1.0	式		3,288,000	
A18	塗装 (新校舎)	1.0	式		50,271,575	
A19	内外装 (新校舎)	1.0	式		325,838,080	
A20	ユニット及びその他 (新校舎)	1.0	式		274,768,312	
A21	発生材処理 (新校舎)	1.0	式		86,086,640	
	小 計				3,479,570,000	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A1	直接仮設 (新校舎)						
11	直接仮設 (新校舎)		1.0	式		87,210,349	
	小 計					87,210,349	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A2	土工 (新校舍)						
21	土工 (新校舍)		1.0	式		34,924,280	
	小 計					34,924,280	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
A3	地業 (新校舎)						
31	地業 (新校舎) 地業		1.0	式		4,125,260	
32	地業 (新校舎) 既製コンクリート杭地業		1.0	式		255,643,940	
	小 計					259,769,200	



	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A5	コンクリート (新校舎)						
51	コンクリート (新校舎) 躯体		1.0	式		377,310,828	
52	コンクリート (新校舎) 外部仕上		1.0	式		6,594,320	
53	コンクリート (新校舎) 内部仕上		1.0	式		2,038,460	
	小 計					385,943,608	

名 称		摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A6	型枠 (新校舎)						
61	型枠 (新校舎) 躯体		1.0	式		324,597,289	
62	型枠 (新校舎) 外部仕上		1.0	式		4,010,270	
63	型枠 (新校舎) 内部仕上		1.0	式		4,614,260	
	小 計					333,221,819	

A7	名 稱	摘 要	數 量	單 位	單 價	金 額	備 考
	鐵骨 (新校舍)						
71	鐵骨 (新校舍) 本体鐵骨		1.0	式		170,693,666	
72	鐵骨 (新校舍) 付帶鐵骨等		1.0	式		31,935,413	
73	鐵骨 (新校舍) 耐火被覆		1.0	式		21,593,216	
	小 計					224,222,295	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
A8	既製コンクリート (新校舎)						
81	既製コンクリート (新校舎) 外部		1.0	式		2,386,389	
	小 計					2,386,389	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A9	防水 (新校舍)						
91	防水 (新校舍) 外部		1.0	式		38,951,928	
92	防水 (新校舍) 内部		1.0	式		9,289,040	
	小 計					48,240,968	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A10	石 (新校舎)						
101	石 (新校舎) 内部		1.0	式		53,856	
	小 計					53,856	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
A11	タイル (新校舎)						
111	タイル (新校舎) 外部		1.0	式		4,551,514	
112	タイル (新校舎) 内部		1.0	式		7,857,240	
	小 計					12,408,754	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A12	木工 (新校舎)						
121	木工 (新校舎) 構造		1.0	式		155,071,730	
122	木工 (新校舎) 外部		1.0	式		20,725,186	
123	木工 (新校舎) 内部		1.0	式		198,751,481	
	小 計					374,548,397	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
A13	屋根及びとい（新校舎）						
131	屋根及びとい（新校舎） 外部		1.0	式		70,293,857	
	小 計					70,293,857	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A14	金属 (新校舍)						
141	金属 (新校舍) 外部		1.0	式		44,370,973	
142	金属 (新校舍) 内部		1.0	式		184,279,596	
	小 計					228,650,569	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A15	左官 (新校舎)						
151	左官 (新校舎) 外部		1.0	式		15,867,287	
152	左官 (新校舎) 内部		1.0	式		26,692,644	
	小 計					42,559,931	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
A16	建具 (新校舎)						
161	建具 (新校舎) 木製建具		1.0	式		12,633,864	
162	建具 (新校舎) アルミニウム製建具		1.0	式		88,498,350	
163	建具 (新校舎) 鋼製建具		1.0	式		47,627,660	
164	建具 (新校舎) 軽量鋼製建具		1.0	式		11,709,580	
165	建具 (新校舎) シャッター		1.0	式		14,202,580	
166	建具 (新校舎) 鋼製学校間仕切		1.0	式		7,203,150	
167	建具 (新校舎) 木製学校間仕切		1.0	式		42,842,440	
168	建具 (新校舎) ガラス		1.0	式		41,763,077	
	小 計					266,480,701	

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A17	カーテンウォール (新校舎)						
171	カーテンウォール (新校舎) 外部		1.0	式		3,288,000	
	小 計					3,288,000	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A18	塗装 (新校舍)						
181	塗装 (新校舍) 外部		1.0	式		11,182,765	
182	塗装 (新校舍) 内部		1.0	式		39,088,810	
	小 計					50,271,575	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A19	内外装 (新校舍)						
191	内外装 (新校舍) 外部		1.0	式		17,559,316	
192	内外装 (新校舍) 内部		1.0	式		308,278,764	
	小 計					325,838,080	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
A20	ユニット及びその他（新校舎）						
201	ユニット及びその他（新校舎） 外部		1.0	式		28,022,060	
202	ユニット及びその他（新校舎） 内部		1.0	式		246,746,252	
	小 計					274,768,312	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
A21	発生材処理 (新校舎)						
211	発生材処理 (新校舎) 運搬		1.0	式		17,978,420	
212	発生材処理 (新校舎) 処分		1.0	式		68,108,220	
	小 計					86,086,640	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
B	体育倉庫棟						
B1	直接仮設(体育倉庫棟)		1.0	式		1,650,452	
B2	土工(体育倉庫棟)		1.0	式		784,170	
B3	地業(体育倉庫棟)		1.0	式		1,461,422	
B4	鉄筋(体育倉庫棟)		1.0	式		6,116,480	
B5	コンクリート(体育倉庫棟)		1.0	式		6,753,466	
B6	型枠(体育倉庫棟)		1.0	式		6,375,132	
B7	既製コンクリート(体育倉庫棟)		1.0	式		123,880	
B8	防水(体育倉庫棟)		1.0	式		70,000	
B9	タイル(体育倉庫棟)		1.0	式		586,918	
B10	木工(体育倉庫棟)		1.0	式		2,469,742	
B11	屋根及びびとい(体育倉庫棟)		1.0	式		5,796,000	
B12	金属(体育倉庫棟)		1.0	式		95,929	
B13	左官(体育倉庫棟)		1.0	式		514,114	
B14	建具(体育倉庫棟)		1.0	式		2,814,592	
B15	塗装(体育倉庫棟)		1.0	式		1,604,910	
B16	内外装(体育倉庫棟)		1.0	式		413,677	

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B17	ユニット及びその他(体育倉庫棟)		1.0	式		3,049,226	
B18	発生材処理(体育倉庫棟)		1.0	式		1,009,890	
	小 計					41,690,000	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B1	直接仮設(体育倉庫棟)						
11	直接仮設(体育倉庫棟)		1.0	式		1,650,452	
	小 計					1,650,452	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B2	土工(体育倉庫棟)						
22	土工(体育倉庫棟)		1.0	式		784,170	
	小 計					784,170	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B3	地業(体育倉庫棟)						
31	地業(体育倉庫棟) 地業		1.0	式		1,461,422	
	小 計					1,461,422	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B4	鉄筋(体育倉庫棟)						
41	鉄筋(体育倉庫棟) 躯体		1.0	式		6,116,480	
	小 計					6,116,480	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B6	型枠(体育倉庫棟)						
61	型枠(体育倉庫棟) 躯体		1.0	式		6,115,070	
62	型枠(体育倉庫棟) 外部仕上		1.0	式		106,762	
63	型枠(体育倉庫棟) 内部仕上		1.0	式		153,300	
	小 計					6,375,132	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
B7	既製コンクリート(体育倉庫棟)						
71	既製コンクリート(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		123,880	
	小 計					123,880	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B8	防水(体育倉庫棟)						
81	防水(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		56,700	
82	防水(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		13,300	
	小 計					70,000	

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B9	タイル(体育倉庫棟)						
91	タイル(体育倉庫棟 内部)		1.0	式		586,918	
	小 計					586,918	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B10	木工(体育倉庫棟)						
101	木工(体育倉庫棟) 構造		1.0	式		1,999,930	
102	木工(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		469,812	
	小 計					2,469,742	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
B11	屋根及びとい(体育倉庫棟)						
111	屋根及びとい(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		5,796,000	
	小 計					5,796,000	



名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B12	金属(体育倉庫棟)					
121	金属(体育倉庫棟) 内部	1.0	式		95,929	
	小 計				95,929	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B13	左官(体育倉庫棟)						
131	左官(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		308,163	
132	左官(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		205,951	
	小 計					514,114	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B15	塗装(体育倉庫棟)						
151	塗装(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		839,242	
152	塗装(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		765,668	
	小 計					1,604,910	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B16	内外装(体育倉庫棟)						
161	内外装(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		413,677	
	小 計					413,677	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
B17	ユニット及びその他(体育倉庫棟)						
171	ユニット及びその他(体育倉庫棟) 外部		1.0	式		1,833,804	
172	ユニット及びその他(体育倉庫棟) 内部		1.0	式		1,215,422	
	小 計					3,049,226	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
B18	発生材処理(体育倉庫棟)						
181	発生材処理(体育倉庫棟) 運搬		1.0	式		198,450	
182	発生材処理(体育倉庫棟) 処分		1.0	式		811,440	
	小 計					1,009,890	

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	駐輪場1						
C1	土工(駐輪場1)		1.0	式		216,257	
C2	地業(駐輪場1)		1.0	式		144,690	
C3	鉄筋(駐輪場1)		1.0	式		120,010	
C4	コンクリート(駐輪場1)		1.0	式		240,780	
C5	型枠(駐輪場1)		1.0	式		160,248	
C6	ユニット及びその他(駐輪場1)		1.0	式		10,779,780	
C7	発生材処理(駐輪場1)		1.0	式		98,235	
	小 計					11,760,000	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
C1	土工(駐輪場1)						
11	土工(駐輪場1)		1.0	式		216,257	
	小 計					216,257	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
C2	地業(駐輪場1)						
21	地業(駐輪場1) 地業		1.0	式		144,690	
	小 計					144,690	



	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C4	コンクリート(駐輪場1)						
41	コンクリート(駐輪場1) 躯体		1.0	式		240,780	
	小 計					240,780	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
C5	型枠(駐輪場1)						
51	型枠(駐輪場1) 躯体		1.0	式		160,248	
	小 計					160,248	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
C6	ユニット及びその他(駐輪場1)						
61	ユニット及びその他(駐輪場1) 外部		1.0	式		10,779,780	
	小 計					10,779,780	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
C7	発生材処理(駐輪場1)						
71	発生材処理(駐輪場1) 運搬		1.0	式		36,963	
72	発生材処理(駐輪場1) 処分		1.0	式		61,272	
	小 計					98,235	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
D	ホッ室(受水槽)						
D1	土工(ホッ室(受水槽))		1.0	式		180,218	
D2	地業(ホッ室(受水槽))		1.0	式		199,545	
D3	鉄筋(ホッ室(受水槽))		1.0	式		161,580	
D4	コンクリート(ホッ室(受水槽))		1.0	式		266,240	
D5	型枠(ホッ室(受水槽))		1.0	式		200,815	
D6	左官(ホッ室(受水槽))		1.0	式		13,282	
D7	発生材処理(ホッ室(受水槽))		1.0	式		28,320	
	小 計					1,050,000	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
D1	土工(ホッパ室(受水槽))						
11	土工(ホッパ室(受水槽))		1.0	式		180,218	
	小 計					180,218	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
D2	地業(ホッ室(受水槽))						
21	地業(ホッ室(受水槽)) 地業		1.0	式		199,545	
	小 計					199,545	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
D3	鉄筋(ホッパ室(受水槽))						
31	鉄筋(ホッパ室(受水槽)) 躯体		1.0	式		161,580	
	小 計					161,580	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
D4	コンクリート(ホップ室(受水槽))						
41	コンクリート(ホップ室(受水槽)) 躯体		1.0	式		266,240	
	小 計					266,240	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
D5	型枠(ホッ室(受水槽))						
51	型枠(ホッ室(受水槽)) 躯体		1.0	式		200,815	
	小 計					200,815	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
D6	左官(ホッパ室(受水槽))						
61	左官(ホッパ室(受水槽)) 外部		1.0	式		13,282	
	小 計					13,282	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
D7	発生材処理(ホッパ室(受水槽))						
71	発生材処理(ホッパ室(受水槽)) 運搬		1.0	式		10,656	
72	発生材処理(ホッパ室(受水槽)) 処分		1.0	式		17,664	
	小 計					28,320	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 額	備 考
E	屋外付帯						
E1	困障		1.0	式		32,351,986	
E2	構内舗装		1.0	式		51,981,710	
E3	屋外排水		1.0	式		40,980,556	
E4	植栽		1.0	式		3,679,814	
E5	その他工作物		1.0	式		19,157,144	
E6	敷地外		1.0	式		1,154,352	
E7	撤去		1.0	式		14,087,062	
E8	発生材処理		1.0	式		4,537,376	
	小 計					167,930,000	





	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
E2	構内舗装						
21	構内舗装		1.0	式		51,981,710	
	小 計					51,981,710	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
E3	屋外排水						
31	屋外排水		1.0	式		40,980,556	
	小 計					40,980,556	



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
E5	その他工作物						
51	その他工作物		1.0	式		19,157,144	
	小 計					19,157,144	

E6	敷地外	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
61	敷地外			1.0	式		1,154,352	
	小 計						1,154,352	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
E7	撤去						
71	撤去		1.0	式		14,087,062	
	小 計					14,087,062	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	备 考
E8	発生材処理						
81	発生材処理 運搬		1.0	式		1,334,943	
82	発生材処理 処分		1.0	式		3,202,433	
	小 計					4,537,376	







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年4月3日
- 4 履行期間  
令和5年4月4日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号  
株式会社類設計室
- 6 契約金額（税込み）  
81,992,900円
- 7 契約内容  
小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う工事監理業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
工事監理とは、建築士法において「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされており、国土交通省告示第九十八号の別添一「2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に定めがあるとおり、その業務範囲は膨大である。  
本事業は、地域産木材の利用推進の観点から、原木の調達から製材・加工までを市内及び府内の事業者で完結し、それを構造材として校舎を建築することを目指している。  
このため、工事発注に先立ち、市内及び府内の事業者の木材供給能力を踏まえた材料調達を行う必要があることから、材工分離発注としており、工事監理者は本市から支給する木材の品質管理業務を担う必要がある。  
また、木造部分を耐火構造とすることで、校舎全体で耐火性能を維持しつつ、木造校舎を実現するため、木造と鉄筋コンクリート造の接合部等において防耐火性能に関する検討を行い、設計に反映させている。  
さらに、地域産木材利用の観点から、小断面の木材を組み合わせた本事業独自の組立梁を検討し、実証実験により、その性能等を確認したうえで、設計に反映させている。  
本業務は、このような条件の下で実施する工事監理業務であり、その履行に当たっては、支給する木材の品質管理を行うための木材に関する知識に加え、防耐火性能を確保しつつ、木造化を実現するための、防耐火に関する知識及び本事業独自の組立梁の性能を発揮するために必要な実証実験

により得られた知見が要求され、また工事の進度に合わせた迅速かつ的確な業務の履行が必要となる。

このため、本業務を入札に付そうとする場合は、当該知識や知見の取得や設計業務に要した期間と同等の期間が必要となることから、所要の成果を求めるためには、既に必要な知識、知見等を有している特定のものとして随意契約を締結する。(京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6-(6))

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

#### 10 契約の相手方の選定理由

株式会社類設計室は、本事業の設計業務において公募型プロポーザルによる基本計画業務(令和2年度)の受託者に選定され、続く基本設計・実施設計委託業務(令和3~4年度)も受託している。

設計業務においては、支給木材の受託先である京都府木材協同組合連合会と連携して設計を進めてきたことから、市内産木材に関する知識を有しており、支給木材の品質管理を迅速かつ的確に行うことが可能である。

また、設計で得られた木造防耐火に関する知識を有していることから、防耐火性能を確保するための納まりの検証等も迅速、かつ的確に行うことが可能である。

加えて、設計段階で実施した組立梁の実証実験の基礎データや検証データ等を有しており、工事段階における組立梁についての技術的な判断を迅速かつ的確に実施できる唯一の者である。

上記の理由により、株式会社類設計室は、本業務に履行にあたり要求される知識や知見を既に有しているため、随意契約を締結した。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託

2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日  
令和5年4月10日

4 履行期間  
令和5年4月11日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区島町二丁目4番7号  
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）  
70,950,000円

7 契約内容  
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う工事監理業務を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

工事監理とは、建築士法において「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされており、国土交通省告示第九十八号の別添一「2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に定めがあるとおり、その業務範囲は膨大である。

本事業は、地域産木材の利用推進の観点から、原木の調達から製材・加工までを市内及び府内の事業者で完結し、それを構造材として校舎を建築することを目指している。

このため、工事発注に先立ち、市内及び府内の事業者の木材供給能力を踏まえた材料調達を行う必要があることから、材工分離発注としており、工事監理者は本市から支給する木材の品質管理業務を担う必要がある。

また、木造部分を準耐火構造とし、構造材を現しとすることで、児童生徒がより木の温かみを感じることができる学習環境の実現を目指していることから、建物の各部において防耐火性能に関する検討を行い、設計に反映させている。

さらに、地域産木材利用の観点から、小断面の木材を組み合わせた本事業独自の組立梁を検討し、実証実験により、その性能等を確認したうえで、設計に反映させている。

本業務は、このような条件の下で実施する工事監理業務であり、その履行に当たっては、支給する木材の品質管理を行うための、木材に関する知識に加え、防耐火性能を確保しつつ、木の温かみを感じることができる学習環境を実現するための、防耐火に関する知識及び本事業独自の組立梁の

性能を発揮するために、必要な実証実験により得られた知見が要求され、また工事の進度に合わせた迅速かつ的確な業務の履行が必要となる。

このため、本業務を入札に付そうとする場合は、当該知識や知見の取得や設計業務に要した期間と同等の期間が必要となることから、所要の成果を求めるためには、既に必要な知識、知見等を有している特定のものとして随意契約を締結する。(京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6-(6))

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

## 10 契約の相手方の選定理由

株式会社安井建築設計事務所は、本事業の設計業務において公募型プロポーザルによる基本計画業務(令和2年度)の受託者に選定され、続く基本設計・実施設計委託業務(令和2~4年度)も受託している。

設計業務においては、支給木材の受託先である京都府木材協同組合連合会と連携して設計を進めてきたことから、市内産木材に関する知識を有しており、支給木材の品質管理を迅速かつ的確に行うことが可能である。

また、設計で得られた木造防耐火に関する知識を有していることから、防耐火性能を確保するための納まりの検証等も迅速、かつ的確に行うことが可能である。

加えて、設計段階で実施した組立梁の実証実験の基礎データや検証データ等を有しており、工事段階における組立梁についての技術的な判断を迅速かつ的確に実施できる唯一の者である。

上記の理由により、株式会社安井建築設計事務所は、本業務に履行にあたり要求される知識や知見を既に有しているため、随意契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告

- 1 件名  
京都市立小学校及び総合支援学校プールろ過装置保守点検委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年4月25日
- 4 履行期間  
令和5年5月1日から令和5年11月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区瓦町2丁目6番9号  
東工エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
¥5,775,000円
- 7 契約内容  
京都市立小学校及び総合支援学校（150校）における、シーズン前・シーズン後（各校2回）及び必要臨時のろ過装置保守点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
2度の競争入札に付したものの応札者がおらず不調となった（令和5年2月20日及び3月20日）が、安全円滑な学校教育活動の推進のために必要不可欠な点検業務であり、プール授業を行う時期からして至急の点検開始が必要であったため、再再度の入札は行わず簡易見積合わせ（オープンカウンター）の方式で事業者を募集し、随意契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
前述8のようにオープンカウンター（令和5年4月15日から4月21日）により広く事業者を募集したが、入札参加資格業者の応募がなく、入札参加資格者名簿掲載外の当該1社のみが見積書を提出したため、契約業者として選定した。
- 11 その他 なし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立西総合支援学校施設整備工事ただし、教室棟ほか建築主体その他工事
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年5月29日
- 4 履行期間  
令和5年5月30日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京中保町64番地  
長村・岡野特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
728,970,000円
- 7 契約内容  
西総合支援学校教室棟ほか建築主体その他工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に基づく再度入札の結果、いずれの入札も予定価格超過であったため入札不成立となった。  
そこで、上記応札者である長村・岡野特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



建築工事 中科目別内訳

教室棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	26,499,446	
計				26,499,446	
土工		1	式	1,612,580	
計				1,612,580	
地業	地業	1	式	6,682,460	
計				6,682,460	
鉄筋	躯体	1	式	43,236,363	
鉄筋	内部仕上	1	式	31,768	
計				43,268,131	
コンクリート	躯体	1	式	36,657,468	
コンクリート	外部仕上	1	式	3,060	
コンクリート	内部仕上	1	式	60,490	
計				36,721,018	
型枠	躯体	1	式	38,665,567	
型枠	外部仕上	1	式	1,033,145	

建築工事 中科目別内訳

教室棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
型枠	内部仕上	1	式	191,790	
計				39,890,502	
鉄骨	庇下地	1	式	1,147,652	
鉄骨	目隠し壁下地	1	式	1,919,002	
鉄骨	天井下地	1	式	10,678,020	
鉄骨	設備架台	1	式	323,815	
鉄骨	耐火被覆	1	式	97,962	
計				14,166,451	
防水	外部	1	式	4,155,568	
防水	内部	1	式	1,122,745	
計				5,278,313	
石	内部	1	式	59,800	
計				59,800	
タイル	外部	1	式	248,793	
タイル	内部	1	式	992,321	

建築工事 中科目別内訳

教室棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				1,241,117	
木工	部位別	1	式	27,014,964	
計				27,014,964	
屋根及びとい	外部	1	式	19,688,645	
計				19,688,645	
金属	外部	1	式	7,071,050	
金属	内部	1	式	27,167,425	
計				34,238,475	
左官	外部	1	式	5,822,014	
左官	内部	1	式	1,358,479	
計				7,180,493	
建具	アルミニウム製建具	1	式	13,102,000	
建具	鋼製建具	1	式	5,665,200	
建具	鋼製軽量建具	1	式	1,243,300	
建具	ステンレス製建具	1	式	828,100	

建築工事 中科目別内訳

教室棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
建具	ガラス	1	式	8,931,043	
計				29,769,643	
塗装	外部	1	式	1,057,799	
塗装	内部	1	式	2,982,719	
計				4,040,518	
内外装	内部	1	式	31,473,175	
計				31,473,175	
ユニット及びその他	外部	1	式	7,022,380	
ユニット及びその他	内部	1	式	44,484,004	
計				51,506,384	
発生材処理	運搬	1	式	2,588,000	
発生材処理	処分	1	式	3,726,000	
計				6,314,000	

建築工事 中科目別内訳

玄関ポーチ					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	2,420,347	
計				2,420,347	
土工		1	式	182,038	
計				182,038	
地業	地業	1	式	38,779	
計				38,779	
鉄筋	躯体	1	式	276,133	
計				276,133	
コンクリート	躯体	1	式	488,504	
計				488,504	
型枠	躯体	1	式	527,740	
型枠	外部仕上	1	式	15,488	
計				543,228	
鉄骨	木体鉄骨	1	式	6,514,453	
計				6,514,453	

建築工事 中科目別内訳

玄関ポーチ					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
防水	外部	1	式	46,440	
計				46,440	
屋根及びとい	外部	1	式	3,611,240	
計				3,611,240	
金属	外部	1	式	2,042,580	
計				2,042,580	
左官	外部	1	式	242,000	
計				242,000	
塗装	外部	1	式	419,245	
計				419,245	
内外装	外部	1	式	353,190	
計				353,190	
発生材処理	運搬	1	式	45,260	
発生材処理	処分	1	式	65,700	
計				110,960	

建築工事 中科目別内訳

渡り廊下					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
凸板仮設		1	式	1,143,181	
計				1,143,181	
土工		1	式	155,512	
計				155,512	
地業	地業	1	式	28,570	
計				28,570	
鉄筋	躯体	1	式	242,135	
計				242,135	
コンクリート	躯体	1	式	494,246	
計				494,246	
型枠	躯体	1	式	606,447	
型枠	外部仕上	1	式	18,752	
計				625,199	
鉄骨	木体鉄骨	1	式	3,111,414	
計				3,111,414	

建築工事 中科目別内訳

渡り廊下					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
防水	外部	1	式	43,700	
計				43,700	
屋根及びとい	外部	1	式	3,781,466	
計				3,781,466	
金属	外部	1	式	439,156	
計				439,156	
左官	外部	1	式	293,586	
計				293,586	
塗装	外部	1	式	151,059	
計				151,059	
内外装	外部	1	式	132,784	
計				132,784	
ユニット及びその他	外部	1	式	120,960	
計				120,960	
発生材処理	運搬	1	式	32,240	











## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う木材保管等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年7月1日
- 4 履行期間  
令和5年7月1日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京内畑町41番3  
京都府木材協同組合連合会
- 6 契約金額（税込み）  
6,490,000円
- 7 契約内容  
小栗栖中学校区小中一貫教育校及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に用いる木材を保管する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託業者は木材製造請負業務の請負業者のため、木材を適切に管理する能力を有するとともに、現在の保管場所を継続して使用することが可能なため、運搬費用が掛からないことや、運搬により木材を傷める恐れがないことから当該事業者と委託契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その4）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年9月26日
- 4 履行期間  
契約の日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ・北陵電工共同事業体  
代表企業 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
122,760,000円
- 7 契約内容  
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工、維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その6）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年9月26日
- 4 履行期間  
契約の日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ・北陵電工共同事業体  
代表企業 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
160,677,000円
- 7 契約内容  
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工、維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その5）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和5年10月24日
- 4 履行期間  
契約の日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽菅田町5番地  
株式会社コトネットエンジニアリング
- 6 契約金額（税込み）  
139,113,040円
- 7 契約内容  
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工、維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）  
19,000,000円
- 7 契約内容
  - ・京都市立京都京北小中学校の登下校のためのスクールバス運行管理業務
  - ・同校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
就学援助等システム導入業務に係るプロジェクト管理支援業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日  
令和5年9月29日
- 4 履行期間  
令和5年10月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
アビームコンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
29,700,000円
- 7 契約内容  
就学援助等標準準拠システム導入業務の円滑な実施と品質の確保を図ることを目的とし、システム構築に係る事業者管理を実現するためのプロジェクト管理様式・ルールの策定、プロジェクト管理（スコープ管理、進捗管理、コスト管理、品質管理、体制管理、コミュニケーション管理、課題/リスク管理）支援業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
アビームコンサルティング株式会社は、令和4年度に本市就学援助等システムの標準準拠システム移行に伴うBPR及び調達仕様書等策定支援業務を委託契約しており（以下、令和4年度委託業務）、その履行を通して就学援助等システムの移行計画及び移行計画策定に至る過程、現行業務、本市全体の標準化方針等を熟知している。また、国の標準化に関する委託事業を複数受託しており、国の標準化方針を熟知しているほか、指定都市を含む複数の地方自治体の住民情報系システムの構築管理等支援や標準化支援業務の受託実績があり、地方自治体業務への深い理解を有している。  
本件は、令和4年度委託業務で作成した移行計画書及び調達仕様書等を基に選定した標準準拠システム導入事業者のシステム導入プロジェクトについての全体管理支援を委託するものであり、令和4年度委託業務と密接不可分の関係にある。本件をアビームコンサルティング株式会社以外に履行させる場合、本市業務及び本市業務に関連する国の方針、本市のこれまでの取組等に係る各種資料の読み込みや本市職員とのすり合わせに膨大な時間を要することが見込まれ、令和4年度委託業務の便益が享受できず、移行計画に基づく継続した課題・リスクの管理及び対応検討並びにシステム導入の進捗管理及び全体調整など全体プロジェクト管理業務に著しい支障をきたすため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

本件プロジェクト管理支援業務に求められる条件を満たしている唯一の事業者であるため。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビルディング  
株式会社ベネッセコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）  
50,851,200円
- 7 契約内容  
京都市立小・中・義務教育学校・総合支援学校の児童・生徒がデジタルドリル等を活用した学習を進め、本市における学びの充実と学力向上を図るため、教育系クラウドサービスを導入するとともに、その活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する教育系クラウドサービスの機能や、これまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
協働学習向け授業支援ソフト及びWebフィルタリングソフトのサービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5 階  
株式会社LoiLo
- 6 契約金額（税込み）  
156,816,000円
- 7 契約内容  

GIGA スクール構想実現のために導入する端末（以下「GIGA スクール端末」という。）において、京都市立小・中・義務教育学校・総合支援学校の児童・生徒が協働学習向け授業支援ソフト等を活用した学習を進め、本市における学びの充実と学力向上を図るため、授業支援ソフトを導入するとともに、その活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

また、GIGAスクール端末のインターネット閲覧について、有害コンテンツから児童生徒を守るとともに授業に必要な教育コンテンツのみを安全に閲覧させる仕組みを利用し、安心安全なインターネット閲覧環境の実現を図り、授業支援ソフトの機能と併せて活用することで学びの充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する教育系クラウドサービスの機能や、これまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区麹町2-1 PMO半蔵門ビル2階  
株式会社シンプルエデュケーション
- 6 契約金額（税込み）  
8,349,000円
- 7 契約内容  
全中学校・義務教育学校（前期課程含む）・高等学校（11校中9校）における、採点作業の効率化、学習履歴分析の促進を図り、教職員の負担を軽減し、働き方改革を推進するため、採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービスを導入するとともに、活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する採点・集計ソフトウェアの機能やこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
授業目的公衆送信に関する著作物利用
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和5年7月25日
- 4 履行期間  
令和5年9月12日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区永田町2丁目4番3号永田町ビル6階  
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
- 6 契約金額（税込み）  
15,493,566円
- 7 契約内容  
改正著作権法第35条に基づく授業目的公衆送信を行うにあたり、当該法人に全市立学校分の補償金を支払うために必要な事項を定めるもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
相手方の法人が、授業目的公衆送信補償金の受領・権利者への分配等を行う唯一の管理者であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託  
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)

### 2 担当所属名

教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

### 6 契約金額(税込み)

35,178,000円

### 7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

- ① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、各総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。
- ② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度 障害のある市民の成人講座について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野花ノ坊町11番地  
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）  
8,788,600円
- 7 契約内容  
視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）
  - 1 成人を対象とした講座
  - 2 指導者研修会
  - 3 女性を対象とした講座
  - 4 青年を対象とした講座
  - 5 コミュニケーション援助を目的とした講座
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行業務

### 2 担当所属名

教育委員会事務局指導部総合育成支援課

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）9,188,000円

### 7 契約内容

呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行う（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、京都市立総合支援学校の児童生徒の登下校に係るスクールバス運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、本契約（以下「追加契約」という。）は、呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行うものである（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしている。追加契約に係るバス運行は児童生徒の学習状況や出席状況や体調によって変わり、学校と受託者とは頻繁な連絡調整が必要となる。安全な運行、確実な業務の履行のため、呉竹総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る運行業務についても現場を指揮することが必要である。

上記の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局花背山の家事業課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区花脊別所町399  
株式会社花背山の家協会
- 6 契約金額（税込み）  
35,969,552円
- 7 契約内容  
京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務に関する委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
野外活動施設花背山の家は、その建設に当たり市会の付帯決議（昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議）を受けており、その趣旨（過疎対策・雇用創設）が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
清掃・宿直等業務を受託し得る団体のうち、主たる構成員が地元出身者である株式会社花背山の家協会が、市会の付帯決議を満たす唯一の団体であるため。
- 11 その他  
＜参考＞昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議  
野外教育センター「山の家」の建設調査にあたっては、京都市域内で過疎対策の効果をも合わせ得られる場所を選び、自然に楽しめる市内北部に建設するよう努力すべきである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立百々小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
65,617,200円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立川岡東小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
61,586,800円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立小栗栖宮山小学校他2校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
133,966,800円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度学校給食業務に係る委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2  
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）  
15,950,000円
- 7 契約内容  
学校給食事業  
(1) 学校給食用副食物資の調達、斡旋  
(2) 学校給食用副食物資に係る食品管理衛生  
(3) 学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人京都市学校給食協会は、京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり、1日約66,000食の小学校給食用副食物資の調達、斡旋が行える物資倉庫、保冷庫等の施設・設備を有し、学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。  
また、入札により、新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し、物資の検収等、食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
中学校給食予約等管理システム保守・運用支援業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「中学校給食予約等管理システム」保守・運用支援業務コンソーシアム  
名古屋市千種区内山二丁目6番22号  
代表 株式会社フューチャーイン
- 6 契約金額（税込み）  
114,840,000円（3年間）
- 7 契約内容  
本市の選択制中学校給食における給食の予約及び給食費の徴収管理、調理委託業者への給食発注管理等を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 中学校給食予約等管理システム（以下「本システム」という。）は、令和2年1月から選択制中学校給食における献立表示及び給食の予約、給食費の徴収管理、調理委託業者への給食発注管理等を一元的に行っているものである。本システムの導入に当たっては、公募型プロポーザルにより落札した株式会社フューチャーイン関西支店（代表者）及び日本電気株式会社京都支社（構成員）がコンソーシアムを編成し、本市の仕様に基づき本市との綿密な協議を重ね、独自にソフトウェアを開発したものであり、開発業者以外には公表されていないプログラムによって構成されている。また、本システムの著作権については開発者である当該コンソーシアムに帰属している。
  - (2) 本委託業務については、既に提供を受け稼働している本システムの運用支援及びネットワーク管理、設定変更等の保守及び運用支援を行うものであり、上記(1)のとおり特殊技術を必要とするとともに、本システムの設定変更や障害時の対応等においてプログラム修正を伴う作業を実施する必要がある、これらの作業は、本システムの全てを熟知していなければ履行することができない。したがって、業務の履行が可能なものは、開発業者である同社が代表するコンソーシアムに限られる。
  - (3) 以上のとおり、本委託業務については、特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、契約の相手方が特定されているときに該当するため、コンソーシアムの代表となる同社を委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初・予定総額） 172,310,022円  
（変更後・予定総額） 176,209,973円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（当初・予定総額） 158,553,859円  
（変更後・予定総額） 162,715,984円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（当初・予定総額） 216,688,211円  
（変更後・予定総額） 221,164,342円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



11 その他

今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 91,374,486円  
（変更後） 93,074,169円
- 7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 84,034,922円  
（変更後） 85,379,372円
- 7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年5月23日
- 4 履行期間  
令和5年5月23日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市西区新町二丁目20番6号  
株式会社 長大 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
18,700,000円
- 7 契約内容  
全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、業務の取組方針や具体的な取組内容、実施体制等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公募型プロポーザルによる契約の相手方の選定をすることとした。  
本業務に係る受注候補者の選定等について、本市ホームページにて公募型プロポーザルとして広く募集を行ったところ、2事業者から応募及び提案があった。選定組織において応募事業者から提出された受託提案書の内容を評価基準に基づき審査した結果、その評価が最も高く、総合的に他社よりも優秀であったため。上記事業者が本業務の受託者として最適であると判断し、受注候補者として選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立高等学校定時制給食調理等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区桂上野東町129番地  
株式会社不二家商事
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）（変更前）16,557,640円  
（予定総額）（変更後）16,850,240円
- 7 契約内容  
京都市立高等学校夜間定時制給食調理等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市定時制高等学校における食育の重要性について十分な理解が必要であるだけでなく、生徒の安心・安全な学びの場である学校で提供する学校給食においては、とりわけ食中毒等、衛生管理上の事故の発生があってはならないことから、事業者を価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集した。その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
冷蔵庫等（給食室用物品・機器6点）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和5年9月21日
- 4 履行期間  
令和5年11月10日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
三和厨房株式会社 京都営業所 所長 高橋義之
- 6 契約金額（税込み）  
8,065,200円
- 7 契約内容  
冷蔵庫等（給食室用物品・機器6点）の調達・納品
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件物品を含む北総合支援学校中央分校給食室物品については、一般競争入札を経て令和5年6月21日付で契約締結（件名：「冷蔵庫等（北総合支援学校中央分校）」）したものの、一部製品の履行の目処が立たないことから、令和5年9月15日付で契約解除となった。履行場所である北総合支援学校中央分校は建築工事中であり、当初納期に間に合わない場合、建設工事等に多大な支障が生じることを踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づき、見積合せ（オープンカウンター方式）による随意契約をおこなうこととなったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記見積合せの結果、1者（三和厨房株式会社）の応募があり、見積額は8,065,200円であった。なお、価格交渉を行ったものの、当該金額を下回る見積は困難である旨回答を得ている。
- 11 その他  
見積合せにあたっては、
  - ① 当初納期（令和5年11月10日）に間に合わない製品（スチームコンベクションオープン・タニコー製）及び当該製品と同一メーカーの製品
  - ② 当初納期（令和5年11月10日）に間に合う製品のうち、既製品
  - ③ 当初納期（令和5年11月10日）に間に合う製品のうち、製造品に分けて実施し、本件は②に該当する。



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ガステーブル等（給食室用物品・機器7点）

### 2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室

### 3 契約締結日

令和5年9月21日

### 4 履行期間

令和5年12月11日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

三和厨房株式会社 京都営業所

### 6 契約金額（税込み）

14,605,800円

### 7 契約内容

ガステーブル等（給食室用物品・機器7点）の調達・納品

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件物品を含む北総合支援学校中央分校給食室物品については、一般競争入札を経て令和5年6月21日付で契約締結（件名：「冷蔵庫等（北総合支援学校中央分校）」）したものの、一部製品の履行の目処が立たないことから、令和5年9月15日付で契約解除となった。履行場所である北総合支援学校中央分校は建築工事中であり、当初納期に間に合わない場合、建設工事等に多大な支障が生じることを踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づき、見積合せ（オープンカウンター方式）による随意契約をおこなうこととなったものである。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第9号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記見積合せの結果、1者（三和厨房株式会社）の応募があり、見積額は14,685,000円であった。価格交渉の結果、上記金額にて見積の再提出があり、契約することとなったものである。

### 11 その他

見積合せにあたっては、

① 当初納期（令和5年11月10日）に間に合わない製品（スチームコンベクションオーブン・タニコー製）及び当該製品と同一メーカーの製品

② 当初納期（令和5年11月10日）に間に合う製品のうち、既製品

③ 当初納期（令和5年11月10日）に間に合う製品のうち、製造品に分けて実施し、本件は①に該当する。